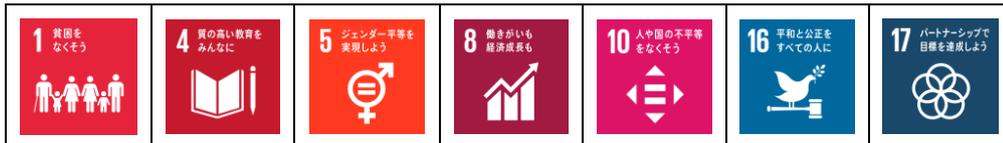


15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成			
31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成			
主管課名	市民部 市民相談課		
主管課長名	岡田 理津子	電話番号	042-481-7031
関係課名 （組織順）	総務課，人事課，文化生涯学習課，協働推進課，多様性社会・男女共同参画推進課，産業振興課，子ども政策課，福祉総務課，生活福祉課，高齢福祉担当，障害福祉課，健康推進課，指導室		
目的	対象	市民，事業所	
	意図	人権の大切さについて理解を深め，一人一人の人権を尊重する 男女が互いに理解し，尊重し，性別にとらわれることなく，能力，個性を発揮する	
施策の方向	性別等に関わりなく，お互いの個性・特性を認め合いながら，人権が尊重され，誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



**1 後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の振り返り — 取組実績（DO）**

**◆ 令和4年度における取組実績の振り返り**

施策の成果向上に向けた主な取組実績 【前期基本計画（令和5年度～令和8年度）の基本的取組毎に記載】	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
<p><b>（15-1 人権尊重の社会づくり）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ，感染防止対策を講じたうえで，人権擁護委員による啓発活動や人権の上相談を実施した。</li> <li>教育機関や人権擁護委員と連携して実施する人権教育・啓発事業については，あらゆる機会をとらえ継続していく必要があり，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の実施形態を変更するなど，施策の推進に向け工夫を重ねた。</li> <li>DV防止啓発のため，中学校への出前講座を継続して実施した。</li> <li>DVネットワーク会議を開催し，情報共有し，関係機関の横断的な連携を維持・継続した。</li> <li>性別にかかわらず誰もが自分らしく活躍できる社会づくりに向けて，調布市パートナーシップ宣誓制度を創設した。</li> <li>多様性を認め合う社会づくりのため，課名を男女共同参画推進課から多様性社会・男女共同参画推進課に変更した。</li> <li>コロナ禍により生活上の困難が顕在化する中，「生理の貧困」への対策として生理用品の配布などを継続した。</li> <li>相手に配慮した簡単で分かりやすい日本語として，外国人はもとより，高齢の方や，障害のある方，子どもたちとの効果的なコミュニケーションツールの一つとされている，「やさしい日本語」の活用を推進するため，令和3年度から継続して庁内外の職員を対象とした研修会を開催した。</li> <li>現下の状況を踏まえ，調布市国際交流協会や東京都との連携の下，ウクライナからの避難者への支援に取り組んだほか，ウクライナ文化への理解を深めるため，国際理解講座を開催し，多文化共生の推進に取り組んだ。</li> </ul>	
<p><b>①横断的連携による施策の推進</b></p> <p>■連携テーマ1「地域共生社会の実現に向けた取組」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ，感染防止対策を講じたうえで，人権擁護委員による啓発活動や人権の上相談を実施した。</li> <li>教育機関や人権擁護委員と連携して実施する人権教育・啓発事業については，あらゆる機会をとらえ継続していく必要があり，新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から，子どもたちからの人権メッセージ発表会をオンラインで配信するなど，施策の推進に向け工夫を重ねた。</li> <li>DV防止に向けた啓発事業について，児童虐待防止の「オレンジリボンキャンペーン」と連携して実施した。市内事業所と連携し，啓発物を配布した。</li> <li>若年層に対するDV防止に向けた啓発として，市立中学校で3年生を対象に，デートDV防止の出前講座を実施した。</li> <li>調布市パートナーシップ宣誓制度の創設について，市内支援団体と協力し，当事者や支援者からの意見聴取や情報提供等を実施した。</li> <li>調布市独自のパートナーシップ宣誓制度について，市のホームページはもとより「みんなのパートナーシップ制度」など関連する民間サイト等への掲載を通じて情報提供を行い，誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに向けた取組を推進した。</li> </ul> <p>■連携テーマ4「パラリンピックレガシーの創出」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の充実を目指す市のキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」の理念の普及啓発を図るため，12月を「パラハート月間」と位置付け，「パラハートちょうふ」のロゴをアートデザインとして活用した市庁舎や文化施設の館内装飾に加え，調布駅前での啓発グッズの配布を通じて，人権尊重の社会づくりに向けた共生社会の実現や多文化共生の推進に取り組んだ。</li> </ul>	

②調布のまちの魅力発信

・「パラアート展」では、公共施設に加えてトリエ京王調布での作品の展示や「調布よさこい」と連携した大旗による彩りなどを通じて、多様な主体との連携の下、共生社会の実現に向けた取組の普及・啓発に努めた。

(15-2 男女共同参画の推進)

- ・女性職員の活躍推進等の取組として、メンター相談制度や各種研修（「ナイスボス・グッドパートナー研修」、「女性のキャリア自律促進研修」及び「女性部下育成力強化研修」）を実施し、女性職員の活躍推進に向けた人材育成やキャリア形成に関する意識の醸成、管理職のマネジメント力の向上を図った。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、第5次男女共同参画推進プランに基づき、各種事業を実施した。
- ・男女共同参画推進センターでは、男女が互いに人権を尊重する意識の啓発のために講演会や展示等を実施した。
- ・女性が直面する諸問題の解決支援のため、面接相談、電話相談及びグループ相談を実施した。
- ・悩みを抱える男性の支援のため、新たに男性相談を実施した。
- ・男性の意識啓発のため、男性育休取得の啓発の冊子や、妊娠・出産・育児参加についての動画等を制作、発信した。
- ・政策決定過程への女性参画促進のため、審議会等における女性委員比率を検証するチェックリストの活用を市内に働きかけた。
- ・女性活躍促進のため、市内の「えるぼし」企業を訪問・取材し、市内事業所が女性活躍に積極的に取り組んでいる事例として紹介した。

※えるぼし認定：平成28年から厚生労働省が実施している認定制度。

女性活躍推進法に基づき「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準を満たした企業を認定

①横断的連携による施策の推進

■連携テーマ1「地域共生社会の実現に向けた取組」

- ・市民と協働し、「地域や仲間と叶え合う“チームわか家”の作り方」をテーマとした講演をはじめとする男女共同参画推進フォーラムを実施した。9団体、259人が参加した。
- ・市内女子大学において、男女共同参画推進センターの相談員による女性の「キャリア研究」についての講座を実施した。
- ・産業労働支援センターと連携し、女性のための起業セミナーを開催した。

②調布のまちの魅力発信

・市の将来を担う女性職員の確保に向け、採用案内や採用説明会等で市のワーク・ライフ・バランス推進の取組等を紹介し、女性にとっても働きやすい職場であることのPRを実施した。

◆（参考）令和元年度～令和3年度における施策の成果向上に向けた主な取組実績

- ・小・中学校や人権擁護委員と連携し、人権の花運動、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権作文コンテストなどの人権啓発活動を実施した。
- ・人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施した。（緊急事態宣言等期間を除く。）  
また、人権擁護委員法に定められた6月1日の人権擁護委員の日に合わせ、令和元年6月3日に特設人権相談を実施した。
- ・12月の人権週間に合わせ、啓発事業を実施した。
- ・学校教育において、道徳教育を推進するとともに、中学校の公民の授業において、様々な人権課題を取り上げ、基本的人権の尊重や人権を守る権利などを学習した。
- ・各種研修を通じた職員の意識改革に加え、メンター相談制度の継続実施、変則勤務や在宅勤務型テレワークの試行実施など職員のワーク・ライフ・バランスを推進する様々な取組により、すべての職員が活躍できる職場環境の整備を推進することができた。
- ・コロナ禍にあっても、必要な対策を講じながら利用時間を確保することで、男女共同参画推進センターの利用者は増加した。男女共同参画推進フォーラムの各企画を事前予約制にし、可能な範囲で事業を実施したことで、市民に対する男女共同参画について考える機会の提供に寄与した。
- ・コロナ禍で困難を抱える女性に対して支援する観点から、女性のための相談を可能な限り継続した。
- ・DV防止に向けた啓発事業について、児童虐待防止キャンペーンと連携して実施するとともに、市内事業者にも協力いただき、より効果的かつ広範囲にDV未然防止の啓発を実施した。
- ・チェックリスト等を運用し、政策決定過程への女性参画の促進に努めた。審議会等における女性委員全体の比率の目標達成には至っていないものの、参画率の上昇につながっている。なお、市職員を除く委員の女性比率は40%を達成している（令和3年4月1日現在）。※令和4年度は38.8%

施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）の視点に基づく主な取組実績

①横断的連携による施策の推進

■連携テーマ1「地域共生社会の実現に向けた取組」

- ・小中学校での人権啓発など人権擁護委員と連携した事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から発表会に代えて、メッセージ集を発行するなど工夫し、教育機関と連携した啓発活動の継続的な実施に努めた。
- ・DV防止に向けた啓発事業について、児童虐待防止キャンペーンと連携して実施するとともに、市内事業者にも協力いただき、より効果的かつ広範囲にDV未然防止の啓発を実施した。

②調布のまちの魅力発信

・共生社会の実現を目指す市のキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」の理念の普及啓発を図るため、12月を「パラハート月間」と位置付け、公共施設の装飾やアートデザインの作成のほか、啓発グッズの配布等、各種取組を進めた。

### ◆まちづくり指標の現状把握

まちづくり指標	単位	実績値				目標値	指標の推移*
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
1 人権教育・啓発事業への参加者数(目標値は令和元～4年度の4箇年累計)	人	8,461	1,681	7,069	9,346	3万1,000	○
2 市の審議会や委員会における女性の割合	%	31.6	31.7	33.4	32.5	40.0	▼

※令和4年度における指標の推移は、以下の区分により記号を記入

◎：目標値を達成 ○：目標値を未達成（前年度より向上した） ▼：目標値を未達成（前年度より低下した） ⇒：目標値を未達成（前年度と同じ）  
 -：数値未把握（調査未実施など）

### ◆指標でみる後期基本計画期間内（令和元年度～令和4年度）の達成状況

各指標の達成状況及び説明	
No.	指標名
説明（目標達成・未達成の要因、課題、今後の取組の方向等）	
1	<p>人権教育・啓発事業への参加者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護委員及び教育機関（小・中学校）と連携した啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施方法を工夫し、継続実施に努めた。</li> <li>人権の大切さについての理解を深め、人権を尊重することについての啓発事業は、様々な角度から継続することが必要であり、今後もあらゆる機会をとらえ実施していく。</li> </ul>
2	<p>市の審議会や委員会における女性の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標値40%に対し、令和3年度は33.4%、令和4年度は32.5%であり、微減となった。さらなる啓発が必要。</li> <li>委員のうち、市職員枠における女性の割合について、令和3年度は20.7%、令和4年度は20.1%で、全体よりも低い状況であった。庁内における女性職員の市の審議会等へのさらなる参画に向けて、「調布市人材育成総合プラン」における働き方改革や女性職員の活躍推進とも連動して、取り組みたい。</li> <li>市職員を除く委員の割合については、令和3年度の40.0%から令和4年度は38.8%に微減となった。外部への委員推薦依頼においても、女性委員の推薦の呼びかけや啓発を継続する。</li> </ul>

#### 《参考》前期基本計画（令和5年度～令和8年度）における「まちづくり指標」

まちづくり指標	まちづくり指標の考え方	単位	基準値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	人権教育・啓発事業の積極的な取組により、現状の参加者数を増加させることを目標とした。	人	7,069 令和3年度	2万9,000 (4箇年累計) 令和5(2023)年度～令和8(2026)年度
市の審議会や委員会における女性の割合	第5次調布市男女共同参画推進プラン（令和4年度～令和8年度）に基づき、市の審議会等における女性の割合を40パーセントに増加させることを目標とした。	%	33.4 令和3年度	40.0 令和8(2026)年度

## 2 令和4年度の振り返り及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の取組状況 — 評価（CHECK）

### ◆施策の成果向上に向けて、令和4年度及び後期基本計画（令和元年度～令和4年度）に実施した取組に対する評価

総合評価 (令和4年度)	B	<p>S：「実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」                      A：「実施した取組において予定した取組成果が得られた。」                      B：「実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」                      C：「実施した取組においてあまり成果が得られなかった。」                      D：「実施した取組において成果が得られなかった。」</p>
総合評価理由	<p>令和4年度における施策の成果についての総括（総合評価の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従来の形態にこだわらず、啓発事業を実施するために工夫を凝らし、啓発事業の継続実施に努めた。</li> <li>「調布市人材育成基本方針」「第八次特定事業主行動計画」「障害者活躍推進計画」を統合した「調布市人材育成総合プラン」について、プロジェクトチームによる検討及び庁内照会の結果を踏まえ、策定した。</li> <li>多様性を認め合う地域共生社会に向け、調布市独自のパートナーシップ宣誓制度を創設した。</li> <li>これまでの女性相談に加えて男性相談を開始した。</li> </ul>	

総括評価 (令和元年度から令和4年度)	B	S:「計画期間中に実施した取組において顕著な取組成果が得られた。」 A:「計画期間中に実施した取組において予定した取組成果が得られた。」 B:「計画期間中に実施した取組において一定程度の取組成果が得られた。」 C:「計画期間中に実施した取組においてあまり取組成果が得られなかった。」 D:「計画期間中に実施した取組において成果が得られなかった。」
総括評価理由	後期基本計画(令和元年度～令和4年度)における施策の成果についての総括(総括評価の理由) / 今後に向けた課題・懸案事項 (総括) ・普遍的に継続すべき「人権の尊重」についての啓発事業は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、令和2年度においては、事業の中止や縮小を余儀なくされたが、令和3年度以降、感染拡大防止の観点から実施形態を工夫して実施した。 ・コロナ禍においても、感染症対策を講じて講演やセミナー等を実施した。 ・市の審議会や委員会における女性の割合については、令和3年度を下回る結果となった。(課題・懸案事項) ・市の審議会や委員会における女性割合の増加に向け、さらなる取組を検討する。	

### 3 中長期的な施策の方向(2030年代を見据えた方向) — (ACTION)

#### ◆施策を取り巻く状況(国、東京都・近隣自治体の動向など)を踏まえた取組の方向

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	①法務省の人権擁護機関では、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えるよう、「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標に掲げ、各種の人権啓発活動を幅広く展開している。 ②LGBT(性的マイノリティ)については、人権の尊重や同性婚を求める活動(訴訟等)が活発化している。 ③配偶者暴力防止法改正(令和6年4月1日)を踏まえた庁内連携が求められる。 ④困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月1日)に対応する庁内体制の整備が求められる。 ⑤令和5年6月16日に可決・成立したLGBT理解増進法の動向を注視する。 ⑥内閣府の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において、地方公共団体には地域で率先垂範する役割を求められており、市町村職員の各役割段階に占める女性の割合についても、2025年度末までの新たな成果目標が定められている(課長相当職22%等)。	①様々な人権課題について人権擁護委員と連携し、啓発活動に取り組む。 ②国や東京都の動向を見つ、パートナーシップ宣誓制度を運用していく。 ③④庁内関係課による改正内容に対応できる体制づくり ⑤庁内啓発やパートナーシップ宣誓制度の内容等を国や都の動向を踏まえて調整していく。 ⑥「調布市人材育成総合プラン」に基づき、女性をはじめとする多様な視点を市政経営に生かし、市民サービスの向上につなげる観点から、女性職員の活躍を推進し、意思決定過程における女性職員の参画機会の拡充、性別や家庭の事情などに係るアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に捉われない人事配置や人材育成を推進する。 ⑦⑧⑨⑩人権に関する条例の制定状況について東京都及び他自治体の動向を注視する。 ⑪東京都の制度に拡充等の動きがあれば、連携協定を踏まえ、市の制度も合わせて調整していく。
東京都や近隣自治体の動向等	⑦平成30年10月多様な性の理解の推進やヘイトスピーチの解消などを旨とする「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定 ⑧平成31年4月「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例」施行 ⑨令和2年4月「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」施行 ⑩令和2年4月「東京都犯罪被害者等支援条例」施行 ⑪令和4年11月東京都パートナーシップ宣誓制度創設 ⑫近隣で増加傾向にある男性相談や、多様な性に関する相談について状況把握 ⑬東京都は、人権施策の基本理念や基本的な考え方である「東京都人権施策推進指針」等に基づいて、人権課題についての教育を実施している。 ⑭こども基本法の施行により、児童の権利に関する条約の精神に基づいた子ども施策が推進されることとなった。	⑫状況把握に努め、効率的な運営のための情報共有や連携を図る。 ⑬学校教育において、引き続き、道徳教育を推進するとともに、中学校の公民の授業において、様々な人権課題を取り上げ、基本的人権の尊重や人権を守る権利などを学習する。 ⑭次期調布っ子すこやかプランの策定にあたっては子どもの意見を聴き、施策に反映させていく。
その他		

◆前期基本計画期間（令和5年度～令和8年度）における中長期的な取組の方向

<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人権課題について人権擁護委員と連携し、人権の花運動、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権作文コンテスト等啓発活動に取り組む。</li> <li>・人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施する。</li> <li>・人権の日、人権週間等に合わせ、特設人権相談の実施、福祉まつりでのPRや、テレビ広報ちょうふへの出演等の啓発事業を実施する。</li> <li>・学校教育において、引き続き、道徳教育を推進するとともに、中学校の公民の授業において、様々な人権課題を取り上げ、基本的人権の尊重や人権を守る権利などを学習する。</li> <li>・毎年12月のパラハート月間での取組を継続するほか、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発を図り、更なる障害理解の推進に取り組む。</li> <li>・調布市国際交流協会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、多くの市民が現下の国際情勢に目を向け、国籍に関わらず、互いの文化の違いを認め合うことができる多文化共生の地域づくりにつなげていく。</li> <li>・「調布市人材育成総合プラン」に基づき、女性をはじめ多様な視点を市政経営に反映させ、市民サービスの向上につながる観点から、意思決定過程における女性職員の参画機会の拡充、性別や家庭の事情などに係るアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に捉われない人事配置や人材育成を推進する。あわせて、性別や年齢、障害の有無等に関わらず、多様な人材が能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進する。</li> <li>・男女共同参画社会の実現に向け、第5次男女共同参画推進プランに基づき各種事業を実施する。</li> <li>・女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現</li> <li>・調布市パートナーシップ宣誓制度の創設を契機とし、多様な性に関する相談事業を開始する。</li> </ul>	
<p>施策の推進、成果向上の視点を踏まえた具体的な取組</p>	
<p>共創のまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パラアート展」では、市内福祉作業所等連絡会はもとより、アフラック・ハートフル・サービス（株）や京王観光（株）、（公財）調布市文化・コミュニティ振興財団、調布美術研究所など、多様な主体との連携の下、公共施設に加えてトリエ京王調布での作品の展示や「調布よさこい」と連携した大旗などを通じて、共生社会の充実に向けた取組の普及・啓発に努めている。</li> </ul>
<p>フェーズフリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行委員会形式の男女共同参画推進フォーラムの実施等により、市民同士の交流・つながり合いの機会が創出され、非常時において助け合える環境の構築につなげる。</li> <li>・男女共同参画意識醸成のための啓発活動を通し、男女共同参画意識をもった人材が育成され、災害時における避難所等において、女性や子どもへの配慮が確保されることが期待できる。</li> </ul>

施策15 「人権の尊重・男女共同参画社会の形成」に関連する基本計画事業

前期※	計画コード	54	重点P	—	
	事務事業	男女共同参画啓発・相談事業の実施			総合戦略 ●
後期※	計画コード	97	重点P	—	
	事務事業	男女共同参画啓発・相談事業の実施			総合戦略 ●
所管部署 多様性社会・男女共同参画推進課 多様性社会・男女共同参画推進係					
事業概要 男女共同参画社会の実現に向けた講座・講演会等を効果的・効率的に実施するため、専門職である男女共同参画コーディネーターを配置するとともに、参加者へのアンケートなどを活用して市民ニーズを的確に把握し、企画に反映する。 市民同士の交流・つながり合いの機会確保に向け、市民協働事業の男女共同参画推進フォーラムを実施する。 男女共同参画社会に関する情報を充実させ、適時にホームページや広報紙等にて発信する。 男女平等・共同参画推進の視点に立ち、専門相談員との面接や電話による女性のための各種相談事業や、相談員を進行役とした少人数のグループ相談のほか、男性のための相談を実施する。 女性活躍推進法に定める協議会での協議を踏まえ、第5次男女共同参画推進プランに位置付けた女性活躍の推進に関する事業等を実施する。 市の政策・方針決定過程に女性の意見を反映させるため、審議会等における女性の積極的な登用を推進する。					

※前期の欄には、前期基本計画（令和5年度～令和8年度）、後期の欄には後期基本計画（令和元年度～令和4年度）の内容を表記しています。

【PLAN▶DO▶CHECK】

活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和4年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
○男女共同参画を推進するための事業の実施 ○男女共同参画に関する情報提供 ○市民・団体との協働事業の実施 ○女性のための相談事業の実施 ○男女共同参画コーディネーターの充実	○意識啓発事業の実施 ○市民・団体との協働事業の実施 ○女性のための相談事業の実施 ○男女共同参画コーディネーターの設置 ○女性活躍推進事業の実施	○意識啓発事業の実施 ○市民・団体との協働事業の実施 ○女性のための相談事業の実施 ○男女共同参画コーディネーターの設置 ○女性活躍推進事業の実施	○意識啓発事業の実施 ○市民・団体との協働事業の実施 ○女性のための相談事業の実施 ○男女共同参画コーディネーターの設置 ○女性活躍推進事業の実施	
事業費（千円）	16,005	16,038	13,930	
債務負担行為等による用地取得費	0	0	0	

令和4年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり	<input type="checkbox"/> 計画遅れ	<input type="checkbox"/> 計画前倒し	実績評価	○
-----------	---	-------------------------------	--------------------------------	------	---

説明	<p>男女共同参画社会の実現に資する講座・講演会等として、アンガーマネジメントや女性が考える女性のための防災講座などを実施することができた。事業実施後、参加者へのアンケート調査により市民ニーズの把握に努めた。</p> <p>市民・団体と協働で「男女共同参画推進フォーラムしえいくはんず2022」を企画し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事前予約制で実施した（参加者数259人）。子育て中の方でも参加できるように、講座・講演会、男女共同参画推進フォーラム及び相談事業の際、一時保育を実施した。</p> <p>相談者が自ら解決策を見出せるよう促す女性のための5つの面接相談（生きかた、法律、ヘルスケア、仕事&amp;生活サポート、働く女性の人生）を実施した。また悩みを抱える男性への支援のため、男性のための相談を試行的に実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き予約時間内での電話相談を可能とし、安全を確保したうえで事業を実施した（延べ相談件数593件）。</p> <p>同じ悩みを持つ複数の参加者が集まり、話し合い、解決に向けて一歩踏み出すことができるよう促すグループ相談についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、飛沫防止アクリル板の活用など基本的な感染防止対策を講じたうえで、開催した（延べ参加者数23人）。</p> <p>市の審議会や委員会における女性の割合については、目標達成には至っていないものの、委員推薦の際に平成27年度に発信した市長メッセージを同封するなど、参画率向上に向けた取組を推進した。</p>
----	---

【ACTION】

今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善
今後の取組の方向	<p>各種啓発事業については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンラインでの実施を検討するとともに、満足度や啓発効果の向上につなげるための創意工夫に取り組むほか、参加者がより多くなるよう開催の日時等に配慮する。企画・運営に当たっては、男女共同参画コーディネーターの専門性を生かし、効果的・効率的に実施する。</p> <p>様々な団体や市民で構成される実行委員会と協働で実施する男女共同参画推進フォーラムについては、実行委員会と協働で企画・運営することにより、市民同士の交流・つながり合いの機会の確保と市民意識の向上に寄与する。企画・運営に当たっては、男女共同参画コーディネーターと連携し、引き続き満足度の高い事業を目指す。</p> <p>女性のための相談について、相談者の利便性に配慮した時間設定を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、電話による相談も継続する。また悩みを抱える男性への支援のため、男性のための相談を本格的に実施する。</p> <p>また、多様性社会の理解の促進及び実現に向けた事業の形態・内容・体制を検討する。</p>